

和歌山県警察技能指導官に関する要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和 5 年 2 月 27 日 教第10号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

近年の警察事象の複雑化、困難化に対応するため、警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有し、かつ、勤務成績が優秀で優れた指導力のある者を和歌山県警察技能指導官（以下「技能指導官」という。）に任命し、その専門的技能等の効果的な活用に努めるとともに、技能指導官の士気の高揚を図り、もって警察力の一層の高度化、専門化を図ることを目的に、別記「和歌山県警察技能指導官に関する要綱」を制定し、平成 7 年 8 月 24 日から施行することとしたので適正な運用に努められたい。

別記

和歌山県警察技能指導官に関する要綱

第 1 趣旨

この要綱は、和歌山県警察組織の細目等に関する規程（昭和37年和歌山県警察本部訓令第32号）第10条及び第21条の 6 の規定に基づき、警察本部及び警察署における技能指導官の任命、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 技能指導官の設置

技能指導官は、専門的技能等に応じて必要により置くこととし、その種別は、原則として別表のとおりとする。

第 3 技能指導官の行う職務

技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等について警察職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法により行う教養

第 4 技能指導官の要件

技能指導官には、次の各号のいずれにも該当する警察職員（以下「職員」という。）の中から選考してこれに充てるものとする。

- (1) 原則として、年齢が45歳以上で、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上ある者
- (2) 勤務成績が優秀であり、かつ、当該専門的技能等に関し優れた指導力を有する者

第 5 技能指導官の推薦等

- 1 専門的技能等に係る業務を担当する所属長（以下「業務担当課長」という。）は、当該部の庶務を担当する所属長（以下「庶務担当課長」という。）に対し、技能指導官に任命することがふさわしいと認められる職員について、技能指導官審査対象者名簿（別記様式第 1 号）を作成の上、通知すること。ただし、業務担当課長は、技能指

導官に任命することがふさわしいと認められる者が業務担当課以外の所属又は警察署に属する場合は、当該所属長と協議を行った後、庶務担当課長に通知すること。

2 通知を受けた庶務担当課長は、業務担当課長の通知に係る者について専門的技能等の内容を審査するとともに、警務課長及び教養課長と協議して、技能指導官審査対象候補者を選考し、当該庶務担当課長の属する部の部長（以下「当該部長」という。）に報告すること。

3 当該部長は、庶務担当課長の報告に係る技能指導官審査対象候補者の中から適格性を判断の上、技能指導官審査対象者を選考し、技能指導官審査対象者名簿に意見等を記載の上、警務部長を経由して警察本部長に推薦するものとする。

第6 技能指導官の任命

警察本部長は、前第5の3による当該部長からの推薦に基づき技能指導官を任命するものとする。

第7 技能指導官名簿の作成等

技能指導官を任命したときは、技能指導官名簿（別記様式第2号）を作成し、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でないとして警察本部長が認める場合は、この限りではない。

第8 技能指導官の運用

1 技能指導官の派遣を受けようとする所属長は、技能指導官の属する所属長に対し、具体的な派遣期間、場所等を示し派遣要請を行うものとする。

2 技能指導官の属する所属長は、技能指導官を運用したときは、教養課長を経由して警察本部長に技能指導官活動結果報告書（別記様式第3号）により報告するものとする。

第9 その他

この要綱の実施に関する事務の総括は、教養課において行うものとする。

別表（第2関係）

技能指導官の専門的技能等の種別	
1	留置管理
2	犯罪抑止対策
3	人身安全関連事案への対処
4	子供女性安全対策
5	少年相談、補導及び立ち直り支援
6	許可等業務（古物営業、質屋営業、警備業、探偵業、鉄砲刀剣類、風俗営業等）
7	職務質問などによる犯罪の取締り
8	通信指令
9	少年関係事犯の取締り
10	生活経済事犯の取締り
11	風俗関係事犯の取締り
12	サイバー犯罪の取締り
13	指名手配被疑者の追跡捜査

- | | |
|----|------------|
| 14 | 強行犯捜査 |
| 15 | 特殊犯捜査 |
| 16 | 窃盗犯捜査 |
| 17 | 知能犯捜査 |
| 18 | 国際犯罪捜査 |
| 19 | 暴力団対策 |
| 20 | 銃器関係事犯の取締り |
| 21 | 薬物事犯の取締り |
| 22 | 鑑識・鑑定 |
| 23 | 交通規制・管制 |
| 24 | 交通事故・事件等捜査 |

(別記様式省略)